

2022年 日英合同金融規制フォーラム（第1回） 共同声明（仮訳）

2020年の包括的経済連携協定は、日英間の協力を強化し、市場の分断によるリスクを軽減し、公正かつ競争力の高い市場を発展させ、2つの国際金融センター間の金融サービス貿易と投資を強化する機会を探求するため、金融サービスに焦点を当てた新たな年次協議の場を設けた。新型コロナウイルス感染症の影響により2021年から延期され、2022年6月9日、第1回日英合同金融規制フォーラム（以下「フォーラム」）がロンドンで開催された。フォーラムの議長は、英国財務省（HMT）グウィネス・ナース金融サービス局長、金融庁天谷知子金融国際審議官、HMT リチャード・ノックス金融サービス課長が務めた。また、HMT、イングランド銀行（BOE）、金融行為規制機構（FCA）、在東京英国大使館（環境・食糧・農村地域省）、日本から金融庁及び在ロンドン日本大使館の幹部職員が参加した。

日英包括的経済連携協定の附属書 8-A に概括される規制協力のための枠組みを定めるため、HMT と金融庁は、正式に金融規制フォーラムを設立し、両参加当局が金融サービスに関する共通の優先事項に係る協力を促進させる方策を定める交換書簡に署名した。この交換書簡には、情報交換、協議、依拠、技術的仲介並びに金融における多様性、サステナブル・ファイナンス及びその他の新たな課題に関する協力のための規定が盛り込まれた。また、日英両国の参加当局は、特定の共通する関心事項を検討するため、双方の専門家で構成する新たな「作業部会」を設置するための附属書 8-A の規定を運用することとした。

さらに、両参加当局は、依拠の重要性を再確認するとともに、双方の規制・監督体制に依拠する相互に有益な機会を追求するため、引き続き協力していくことに言及した。

日英金融市場への参入

両参加当局は、多国籍企業による双方の市場へのアクセスを可能とし、双方の国際的な金融サービスのハブとしての地位をさらに強化するためのアプローチを議論した。両参加当局は、市場開放、競争、国際的な市場を保持するための高度な基準、市場の分断の回避及び金融サービスにおける越境貿易の更なる機会の追求に向けた支援が重要であることに合意した。HMT は、より大きな依拠の探求から新たな相互承認協定に係る交渉といった、英国が EU 離脱以降行ってきた他の法域との金融サービスに係る関係性を深化するためのアプローチを概説した。HMT は、国際的な金融ハブとしての英国の中核的な強みとして、多くの国際的企業が進出している点のみならず、英国市場が他の主要なセンターと連結しており、英国を拠点とする顧客が全世界の企業のサービスにアクセスできる点にあることを強調した。

金融庁は、「国際金融センターの実現」として知られる、海外の金融機関や高度外国人材の誘致を通じて国際的な金融センターとしての日本の役割の拡大を目指す取組みを説明した。この取組みの一環として、金融庁は、海外の資産運用会社による日本拠点の設置を支援するため、2021年に「拠点開設サポートオフィス」を開設し、事前相談のほか、登録か

ら監督まで、金融行政サービスを英語で提供していることに言及した。本年の年初に、この金融行政サービスの範囲は証券会社に拡大された。HMTからは、英国産業界が、この取組みを歓迎していること、国際的な事業展開を志向する小規模で革新的な企業が増加する中で、将来的にこの取組みが持つ価値を重視していることが言及された。金融庁からは、さらに、海外資産運用会社の日本市場への参入手続きを簡素化するために設置した新たな参入制度の概要が説明され、これらのスキームの利用について対話を継続することが合意された。

日英の参加当局は、国際的な金融サービスのハブとしての地位を強化し、双方の市場間の相互関連性を強化するために、緊密に協力していく意志があることに言及した。

資産運用業

日英の参加当局は、クロスボーダーのポートフォリオ管理に関する国際的な規範を含む、資産運用業における国際動向について意見交換を行い、これらのトピックに関する対話を継続することの重要性を認識した。

英国は、金融庁の参加者から、ファンド・オブ・ファンズ運用に関する監督事例及び日本におけるファンド・オブ・ファンズのルールに関する包括的な最新情報が提供されたことに謝意を示した。英国は、透明性を高め、投資家保護を強化するために取られた措置や、これらの構造がいかに効果的かつ安全に利用され得るかに関する見解を含め、この取決めに関する英国自身の監督経験を共有することを約束した。

両参加当局は、それぞれの年金市場の構造に関する最新情報を提供した。英国は、年金制度の強靱性と持続可能性に対する政府の関与に言及し、政府がリスクを共有するために企業年金制度のバイアウトをどのように支援してきたかを概説した。金融庁は、企業年金のバイアウトが現在、日本の法制度下では認められていない点に言及した。両参加当局から、英国及び日本において、金融リスク移転メカニズムについて更なる議論を行い、年金規制に対する異なるアプローチに関する専門知識を共有することが有益であることが指摘された。

変化する環境における保険および再保険セクターの役割

日英の参加当局は、気候変動がもたらすリスクの増大を含め、保険分野で進展する課題や経済のレジリエンスを高めるために日英の政策立案者がとったアプローチを議論した。両参加当局は、保険市場における官民の連携や、既存の効果的なパートナーシップの様々なモデルについて意見交換を行った。英国は、HMTが主導して PoolRe スキームの進展と構造の概要を説明し、納税者を保護しつつ、英国企業のより安価なテロ再保険へのアクセスを確保するために、同スキームを通じて政府が民間セクターとどのように協働してきたかを概説した。金融庁は、大規模なリスクに対する保険の提供を促進するための、地震保険及びその他の制度について概説した。両参加当局は、災害リスクを含む様々なリスクに対処するために、民間セクターが果たし得る役割や、官民保険パートナーシップの将来的な可能性について議論し、この分野における経験や知見を共有するための作業部会の設置

に合意した。

フィンテックと金融におけるイノベーション

日英の参加当局は、金融サービス分野におけるイノベーションと技術の便益や、繁栄するフィンテック分野の発展を促進する規制及びビジネス環境を創出するという両参加当局の目標を議論した。

両参加当局は、暗号資産分野における規制の進展についての見解を共有し、安全なイノベーションに必要な条件を導くため、この分野に関する国際的な議論における協力へのコミットメントを再確認した。両参加当局は、また、G7が最近示した「同一の活動、同一のリスクには同一の規制を適用する」との原則に基づく、効果的で強固なステーブルコイン規制の枠組みを確立する必要性を再確認した。

日英の参加当局は、革新的な企業のために透明で効率的な許認可プロセスを有することの重要性も議論した。両参加当局は、頑健でありながら、フィンテック企業にとってアクセス可能な制度の発展が、金融サービスにおける更なるイノベーション及び競争を促進し、これらの企業の日本及び英国における事業を支援する鍵であることに言及した。英国は、個人や企業との関与を容易にするために、認可に関する制度や原則をいかに発展させてきたかを概説した。例えば、比例原則の適用により、新規及び小規模の企業にとってプロセスを容易にすることや、企業が規制のサンドボックスでイノベーションを試すことを支援すること、企業がFCAとPRAによる二重の規制下にある場合には、規制に関する全ての必要な行動を一度かつ同時にFCAとPRAの両方に申請することを認めることなどである。

両参加当局は、イノベーション作業部会の設置に合意した。この作業部会は、決済、暗号資産、金融イノベーションに関する専門知識を共有する場を提供するとともに、より革新的な企業の設立・成長を支援するために、日英間でいかに経験や専門知識を共有できるかを模索し、許認可プロセスをいかに改善し得るかを検討することを任務とする。

日英の参加当局は、革新的な企業が新たなアイデアを拡大しようとする際に、当該企業が各国間を渡り歩くことを支援するための国際的な規制当局間の協力の重要性に関する議論も行った。英国は、グローバル・ファイナンシャル・イノベーション・ネットワーク（Global Financial Innovation Network）の一員となることの利点を説明した。このネットワークは、英国がその経験や専門知識を他の法域と共有することを可能にし、また、企業が、複数の法域に跨って、又はクロスボーダーで、新しい商品やサービス、ビジネスモデルを試すことを可能にする環境を提供することで、より大きなイノベーションを支援するものである。金融庁は、ブロックチェーンのコミュニティが持続可能な成長を実現するために、規制当局を含む様々な利害関係者に対して開かれ、中立的な場を提供するブロックチェーン・ガバナンス・イニシアティブ・ネットワーク（BGIN）の一員となることの利点を概説した。両参加当局は、民間セクター主導のデジタル・イノベーションを促進するため、この分野における協力を強化するための対話の継続に合意した。

サステナブル・ファイナンス

日英の参加当局は、両法域におけるネットゼロへの移行を推進するための機運を維持する重要性に合意した。両参加当局は、英国の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）議長国としての主要な成果及び日本が G7 議長国に就任する際にこれらをどのように前進できるかについて、特に、民間部門のネットゼロに関するコミットメントをどのように具体的な行動に移していくかに焦点を当て、意見交換を行った。両参加当局は、主要な課題に対処する上での国際協調の重要性及び開かれた協力的なアプローチへのコミットメントについて意見交換を行った。

両参加当局は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による進展と、投資家に焦点を当てたサステナビリティ基準の国際的なベースラインを提供する上で同審議会が中心的な役割を果たしていることを議論した。この基準は、全ての法域が各法域の制度・規制枠組みと整合した形で全面的に採用することに適しており、法域間で一貫した比較可能な開示を達成しようと努めるものである。両参加当局は、証券監督者国際機構（IOSCO）のサステナブルファイナンスタスクフォースや、それぞれの国内枠組みにおける採用に向けた進捗計画を通じて、緊密な連携を継続するとのコミットメントを再確認した。両参加当局は、金融安定理事会（FSB）と IOSCO が ISSB を支援する上で果たしている重要な役割と、気候関連開示に向けたアプローチの一貫性向上を促進するその活動を歓迎する。

ESG 投資商品に対する信頼の醸成について、両参加当局は、ESG レーティング及びデータ市場における透明性と強固なガバナンスの重要性に合意した。日英参加当局は、この分野における国際的に協調した議論を支持することにコミットしており、この分野における IOSCO の取組みを今後検討しうる国内の取組みに活用するだろう。同様に、両法域は、引き続き投資商品に関する事業体及び商品レベルのサステナビリティ開示に大いに焦点を当てており、誤解を生じ得る主張に対処するため、インベストメントチェーンに沿った、一貫した比較可能なサステナビリティ関連の財務情報の利用可能性を高めることにコミットしている。

トランジション・ファイナンスについて、両参加当局は、トランジション・ファイナンス及び移行計画に関する企業の開示を強化するための各々の足元の作業に関する意見交換を行った。日本は、排出削減が困難な企業のための道筋の策定に関する作業の最新情報を提供した。英国は、「移行計画タスクフォース」の立ち上げ及びその目的に関する更なる詳細の提供を喜ばしく思うとともに、近い将来の会合に出席するよう金融庁の職員を招請した。両参加当局は、ネットゼロ・コミットメントに関する民間部門の機運を維持すること、公表された移行計画を通じて信頼性を確保することの重要性に合意した。また、両参加当局は、移行計画の策定を促進する自主的・規制上の選択肢が現れる中で、この分野における協力の継続に合意した。

気候変動による金融安定リスクについて、英国は、気候リスクに関する BOE の隔年探索的シナリオ分析の結果の詳細を説明した。両参加当局は、金融安定に対する気候関連リスクのモニタリングのための分析基盤を強化するための FSB による進行中の作業及び気候関連リスクに対する規制・監督上のアプローチに関する中間報告書の公表を歓迎した。

日英の参加当局は、自然を基盤とした解決策（nature-based solutions）は、ネットゼ

ロ・コミットメントを達成する上で、炭素に焦点を当てたプロジェクトと共に役割を果たすことができると指摘した。両参加当局は、自然関連財務情報開示タスクフォースの高い野心を歓迎し、その提言への期待感を示した。

これらの野心を前進させるため、日英の参加当局は、包括的経済連携協定で定められたコミットメントに従い、サステナブル・ファイナンスに特化した作業部会を設置することで合意した。このグループは、日英間の協力を主導し、当局の専門家が、ESG 投資商品や市場に対する信頼の醸成、ネットゼロへのトランジションや自然関連財務情報開示の支援といった最新のトピックについて、意見交換を行い、国際的な協調に向けて取り組むことを可能にする。

マネー・ローンダリング対策（AML）・テロ資金供与対策（CFT）の方針及び監督

英国及び日本の両参加当局は、頑健なマネー・ローンダリング対策に関する慣行の重要性を改めて表明するとともに、この分野において進展する課題に対処するために行ってきた取組みについて議論した。金融庁は、金融活動作業部会（FATF）による第4次対日審査報告書の公表を契機に、AML/CFT 施策を更に発展させるための日本の進行中の取組みについて、英国のカウンターパートに最新の状況を説明した。日英の参加当局は、デジタル・ソリューションが、成果と顧客の移動を改善し、プロセスを迅速化し、金融イノベーションを可能にし、企業のコストを削減する可能性を概説した。英国は、レギュラトリー・サンドボックス・イニシアティブの一環として、技術ベースの本人確認（KYC）ソリューションを試し、成長させるために行った作業を強調した。

より多様な国際金融ハブの構築

日英の参加当局は、金融サービス分野における多様性を改善するための取組みについて議論した。また、多様性の支援は、金融サービス事業者及び規制当局による優秀な人材の採用を可能にするほか、競争力のある国際的な金融サービスのハブとしての日本及び英国の地位を強化するために不可欠であることを指摘した。日英の参加当局は、金融サービス部門が各国の優秀な労働力を確保するために、効果的で代表的な採用戦略を奨励することや企業のジェンダー・バランスに関する実例を報告することの重要性に言及した。

また、双方は、その金融サービス部門に国内外の優秀な人材を誘致するために、女性幹部の強固なパイプラインを構築することの重要性についても合意した。

デジタル

双方は、国境を跨ぐ貿易における金融サービスへの自由なデータの流れの重要性に合意した。日本は、先日国会で可決された経済安全保障法案について、英国に最新の情報を提供した。日本は、「信頼性のある自由なデータ流通」の原則へのコミットメントと、二国間の金融サービス貿易関係の発展にとっての自身の重要性を強調した。双方は、データ保護及び潜在的なデータローライゼーション要件に関する国内制度の見直しを継続するに当たり、対話を継続することに合意した。

国際的な優先事項に関する協力

最後に、両参加当局は、国際的な場で進行中の議論に関連する両者の優先事項を強調した。これは、特に FSB や FATF、IOSCO のフィンテック・タスクフォースにおける暗号資産や分散型金融に関する作業である。日本と英国は、暗号資産エコシステムにおける主要な課題に対して国際的に整合的かつ頑健なアプローチを確保するため、これらの作業を通じてさらに協力することに合意した。金融庁は、日本の最近の G20 におけるリーダーシップを基に、来るべき G7 議長国への意気込みについて説明を行った。両参加当局は、議論のためのこれらのグローバルな場の中心的な重要性と、共通の課題に対応し、機会を最大化するための協力的なアプローチの必要性に合意した。

(以 上)